

千葉県いじめ対策調査会委員の委嘱について

千葉県教育庁教育振興部児童生徒課

電話 043-223-4055

1 名称 千葉県いじめ対策調査会

2 法的根拠

- ・いじめ防止対策推進法 第14条
- ・千葉県いじめ防止対策推進条例 第20条

県教育委員会に、法第十四条第三項に規定する附属機関として、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）を置く。

（担任事項）

- 一 いじめの防止等に関する調査研究
- 二 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
- 三 重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が県立の学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 委嘱期間 平成30年4月20日から平成32年4月19日まで

4 委員名簿

番号	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者 (大学)	さだひろ さいこ 貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授 文部科学省中央教育審議会委員	再任
2	学識経験者 (大学)	しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学客員教授 元文部科学省いじめ対策検討委員会委員	新任
3	学識経験者 (教育行政)	いしかわ よしあき 石川 善昭	銚子市教育委員会教育長 元葛南教育事務所長	新任
4	学識経験者 (保護者)	おおた のりこ 大田 紀子	千葉県PTA連絡協議会会長 日本PTA全国協議会理事	新任
5	学識経験者 (弁護士)	こんどう かずお 近藤 一夫	近藤法律事務所長 県教育委員会の点検・評価に係る点検 評価委員	再任
6	学識経験者 (精神科医)	おがわ さとし 小川 恵	淑徳大学総合福祉学部教授 千葉市自殺対策連絡協議会委員長 東京都青木病院精神科医	新任
7	学識経験者 (心理・福祉 の専門家)	こしば たかこ 小柴 孝子	立教大学人権・ハラスメント対策セン ター専門相談員 元千葉県スクールカウンセラースーパー バイザー	再任